

平成23年8月25日

内閣府食品安全委員会事務局評価課 様

社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
011-221-4217

「放射性物質食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について」

現在、食品に関する放射性物質に関しては原子力施設の事故等の緊急事態の発生に伴い「原子力施設等の防災対策」の暫定規制値が使用されています。この規制値はあくまで防災対策の緊急時に使用する規制値であることから、通常時の規制値(幼児などを含む)を検討するため食品健康影響評価に関する審議がされたと思われま

す。配布された資料により、過去に世界で起きた放射性物質に関する事故、研究が良く理解できました。しかし、一過性の事象が多く、対象物も限定された事例が殆どです。今回、福島第一原発では、低線量の放射線と内部被爆が広範囲の生態系に長期に亘り影響することが問題であり、上記の事例では十分な考察ができないと思われま

す。また、広島・長崎の原爆被害、チェルノブイリ原発事故などのデータを単純に減衰させて予測することにも限界があるように思われま

す。この点は、審議会の結論とも一致しているかと思われま

す。食品の暫定規制値は、風評被害、食品の輸出入、食料自給率など我が国の経済活動だけではなく、最も心配な健康への影響、さらには一般消費者の家計にも影響を与えることから、通常時の規制値が求められているのも事実です。しかし、現段階は未だ緊急時の規制値であり、しかも私達が直面しているのは未知の部分が多い問題です。特に内部被爆に関しては個人差も大きく、因果関係も不明瞭な点が多くあります。これらを明らかにするには、大多数の人間を長期に亘りモニタリングし、疫学的評価をしなくてはなりません。

真摯に次世代への責任を認識するならば、今行うべきは被害を最小限に抑える処置であり、不明な部分を如何にして明らかにしていくか方向付けした上で規制値の見直しを行っていただきたい。